## 消火器・住宅用火災警報器の 訪問販売・点検にご注意!!



### 訪問販売の手口

「家庭にも消火器の設置が義務付けられた」「消防署の方から来た」

「消防、市役所等からの斡旋依頼があった」 「この消火器は使用できない」

「最近、放火やボヤがあったから、登録が必要だ」



### トラブル防止のポイント

- ・消防署では、消火器や住宅用火災警報器の販売や斡旋は一切していません。
- ・消防署では、一般家庭に消火器設置を推進していますが、<u>設置の義務、点検する義務はありません</u>。
- 嘘の認定制度や保障制度をもっともらしく説明したりします。 「消防施設保障番号認定書」はありません。

### 「あやしい・・」と思ったら!

- 身分証明書の提示を求める。
- 安易に申し込みや購入をしないで、その場ではっきり断る。
- 預かり書など、どのような書面にもサインをしない。
- 威圧的な行動があったときは、警察に通報する。

# お断りします

### クーリングオフについて(意に沿わない契約をしてしまったら・・・)

・訪問販売では、<u>クーリングオフ制度</u>が認められています。契約書を渡された日から8日以内であれば、書面で契約を解除できますので、契約書や領収書などをしっかりと取っておき、早急にご相談下さい。

### 相談窓口

- ★消費者ホットライン「188」(いやや!)
- ★名取市消費生活相談窓口 TEL:022-724-7165(直通) 〒981-1292 名取市増田字柳田 80番地(名取市役所内) 平日 9 時~16 時(祝日、年末年始は除く)
- ★宮城県消費生活センター (相談専用電話 022―261―5161) 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号(県庁1階) 平日9時~17時 土日:9時~16時 (祝日・振替休日・年末年始は除く) 但し祝日が日曜日の場合は相談を受付けます。



#### ■お問い合わせ先■

FAX 022-383-8711 X-II: fdn.yobou@fdn.119.ip

